

中学校自閉症・情緒障害特別支援学級の設置について

1 検討経過と設置について

昨年度より文京区特別支援教育振興委員会において、「自閉症・情緒障害特別支援学級の現状と今後の対応について」の検討を進めてきた。

現在、小学校自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍している児童数は増加傾向にあり、その中には、小学校の卒業時点で、引き続き中学校でも特別支援学級に進学することが望ましい児童も含まれている。

文京区特別支援教育振興委員会の中間まとめにおいて、「小日向台町小学校、駒本小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級へ進学する児童が増加傾向にあること、また、小6・小5に在学する児童が多く、区内中学校に進学予定の児童が多いことから、新たに中学校への自閉症・情緒障害特別支援学級の新設を考える場合は、今後の小学校から中学校への進学状況や、地域性を考慮する必要があり、新設時期については、施設等の準備期間を踏まえて、教育委員会において総合的に判断する。」との結論が出された。

このことを受け、教育委員会として転用可能と考えられる部屋を有する学校は文林中学校と茗台中学校であり検討した結果、茗台中学校に新たに自閉症・情緒障害特別支援学級を設置することとした。

2 設置場所

茗台中学校

3 設置予定期

令和3年4月

4 特別支援教室拠点校について

上記に伴い、特別支援教室拠点校を茗台中学校から文林中学校に変更する。

自閉症・情緒障害特別支援学級設置を想定した場合の文林中学校と茗台中学校の比較

優先順位	項目	文林中学校	茗台中学校	備考
1	区全体の配置バランス	・区東部をカバーすることができる。	・区西部をカバーすることができる。 ・文林中学校に比べると、区の中央方面に位置している。	
2	交通の利便性	・東京メトロ千代田線千駄木駅(徒歩7分) ・東京メトロ南北線本駒込駅(徒歩10分) ・不忍通り沿いから都バス上58系統・草63系統を利用。 ・バス頻度は朝7分、夕10分に1本。	・東京メトロ丸の内線茗荷谷駅(徒歩10分) ・東京メトロ丸の内線、南北線後楽園駅(徒歩15分) ・小石川4丁目バス停(徒歩1分) ・バス頻度は、都02が朝3分、夕方5分に1本。都02乙(護国寺～池袋)が朝15分、夕方20分に1本。	・生徒の状況を鑑みると、通学時に駅、バス停から近い方が望ましい。
3	小学校特別支援学級との連携	・自閉症・情緒障害特別支援学級設置校である駒本小学校と近隣している。	・自閉症・情緒障害特別支援学級設置校である小日向台町小学校と近隣している。また、特別支援教室拠点校であり、昨年度まで、通級生徒が通学していた。	・区立小学校との連携を深めていく必要がある。
4	施設面	・建物面積4,500m ² ・1階に2教室程度のスペースの確保は可能。それに伴う他教室の整備が必要になる。 ・施設の改修を行えば、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置は可能である。 ・理科室移設などの大規模工事が必要となる。	・建物面積7,801m ² 。 ・特別支援教室拠点校であり、3階に特別支援教室及び職員室がすでに確保されている。3教室程度のスペースの確保は可能されており、小集団を指導するスペースも確保されている。 ・最小限の施設の改修で、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置は可能である。	・改修を行えば対応可能
5	校庭	・総面積3,478m ² ・区立中学校の中では校庭は標準である。	・総面積4,390m ² ・区立中学校の中では校庭は広い方である。	
6	令和2年度生徒数・学級数	第1学年 35名 第2学年 21名 第3学年 11名 学級数 3学級	第1学年 100人 第2学年 108人 第3学年 72人 学級数 8学級	

【別紙】
令和2年5月13日

文京区教育委員会
教育長 加藤 裕一 様

文京区特別支援教育振興委員会
会長 小椋 孝

文京区特別支援教育振興委員会審議結果 中間まとめ

平成30年11月、文京区教育委員会教育長から、下記の件について諮問されたうち、「2 自閉症・情緒障害特別支援学級の現状と今後の対応について」、その結果をまとめ、報告いたします。

記

- 1 知的障害特別支援学級の現状と今後の対応について
- 2 自閉症・情緒障害特別支援学級の現状と今後の対応について
- 3 特別支援教室の導入後の状況について

はじめに

平成30年11月、文京区教育委員会教育長から諮問された文京区特別支援教育振興委員会（以下、本委員会という）は、本区における特別支援教育の現状と課題を分析し、今後の方向性を審議するよう諮問された（平成30年11月6日付30文教教教第1605号）。

これを受け、本委員会は、令和元年9月以降、「2 自閉症・情緒障害特別支援学級の現状と今後の対応について」、検討を進めてきた。ここに、これまでの審議内容をまとめたので報告する。

1 自閉症・情緒障害特別支援学級の現状について

（1）児童数

本区の小学校自閉症・情緒障害特別支援学級は3校だったが、平成29年度末で柳町小学校が閉級し、現在は小日向台町小学校と駒本小学校の2校である。なお、中学校には設置されていない。

合計児童数の推移は、比較的安定していたが、ここ2、3年は増加傾向が見られる。また、平成26年度と比べると、令和2年度はおよそ3倍となる。今後は、さらに増えていくことも考えられる。

自閉症・情緒障害特別支援学級在籍児童の状況

上段：児童数 中段：（学級数） 下段：（教員数）（すべて5月1日現在）

小学校 （情緒障害特別支援学級）	年度	平成26	27	28	29	30	令和元	令和2
	柳町小	4	4	2	2	-	-	-
	(情緒障害)	(1)	(1)	(1)	(1)	-	-	-
	教員数	(2)	(2)	(1)	(1)	-	-	-
	小日向台町小	4	9	12	13	16	18	22
	(情緒障害)	(1)	(2)	(2)	(2)	(2)	(3)	(3)
	教員数	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)	(4)
	駒本小	6	6	8	11	13	15	19
	(情緒障害)	(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(2)	(3)
	教員数	(2)	(2)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)
合計児童数		14	19	22	26	29	33	41

（2）他地区の視察から見た施設整備

今回視察した他地区の中学校自閉症・情緒障害特別支援学級は、2学級規模で、教室は2教室、小集団指導用の3スペース、準備室が用意されていた。

同規模を想定すると、本区で中学校を開設する場合、2学級規模で、普通教室3教室分のスペースが必要と考えられる。

2 中学校　自閉症・情緒障害特別支援学級の設置上の課題について

(1) 課題1 「障害の特性に応じた教育課程の編成方針」

自閉症・情緒障害特別支援学級は、異学年の生徒によって構成されることもあり、学級担当教員（以下、担任という）は、学級の実態を踏まえた教育課程を編成し、学級経営を行うことが求められる。

特に、自閉症・情緒障害等をもつ生徒において重要な自立活動の時間を確実に確保することが課題となるが、学校行事や通常の学級の時間割との調整も必要であり、適正な教育課程の編成が困難な場合がある。

考慮すべき点として、次の2点が考えられる。

① 各教科等の時数の確保と、自立活動の時間の確保と充実

自閉症・情緒障害特別支援学級は、知的障害のない生徒を対象とするため、各教科等の指導は、通常の学級とほぼ同様の教育課程を編成する。

しかし、生徒の卒業後の進路や将来の就職を考えた場合、自立活動の時間を確保する必要があることは前述したとおりである。時間割上に自立活動の時間を位置付ける場合、各教科等の時数の確保及び評価が課題となる。

したがって、自立活動の時間を各教科等の指導と密接な関連をもたせ、障害の状態や発達段階等を踏まえた上で、将来の社会自立を目指し効果的な学習にしなければならない。

② 個別指導計画の充実

個別指導計画は、生徒一人一人の障害の状態や発達段階等を的確に把握し、きめ細かく指導を行うため、より具体的な指導目標や指導方法、指導内容等を設定することが課題である。個別指導計画の作成にあたっては、これまで引き継いできた個別の教育支援計画や小学校での指導記録などを参考にするとともに、生徒・保護者との十分な面談において合意形成が必要とされる。そのためには、教師や専門職としての専門的な指導力が求められる。

さらに、①と関連して、学級数が多い学校では、週時程を調整することが難しくなる。一年間の見通しをもった個別指導計画を作成し、個別指導計画を基に計画的な指導内容を提案していく必要がある。

(2) 課題2 「学級の指導体制」

生徒一人一人が各教科等の目標を達成するために、学習内容に応じた指導形態を工夫する必要がある。その際、考慮する点は次のとおり。

① 効果的な一斉指導、小集団指導、通常の学級との交流及び共同学習のあり方と、教員及び講師等の指導体制

各生徒の障害の状態や発達段階等に応じて、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の指導、自立活動を担任が行う。そのほか、行事、部活動など様々な指導場面があり、適切な人的配置と指導体制が必要となる。

例えば、各教科等の指導について、交流及び共同学習が実施できない教科等及び生徒は、特別支援学級担任が指導することになるが、担任が免許のない教科については、都費および区費による非常勤講師の対応となる。

担任 2 名で免許が社会と体育の場合、その他の授業は非常勤講師が行う。週時程で時間数が最も多い国語、数学、英語などが非常勤講師による授業となつた場合、1 学年につき、1 日 1 時間、週 4 日間の非常勤講師が必要となる。

ただし、週に 4 時間だけ勤務する講師を確保することは非常に困難である。

② 評価規準と評価の在り方

通常の学級においては、基本は一斉指導であり、常に個別に指導内容を設定することはできないことから、例えば、ある学年における単元等の指導計画による指導内容を焦点化、重点化するなどして、基礎的・基本的な事項の定着に留意することが大切である。

また、書くことや読むことなどに時間を要したり、指示や説明を聞くことに関しても一部のみの理解になってしまったりすることに注意が必要である。通常の学級においては、合理的配慮の観点に基づいて、配慮がなされることが重要であり、この範囲は、一人一人の個別指導計画によって異なる。

評価規準や評価については、通常の学級に準ずるが、自閉症・情緒特別支援学級における教育課程に基づいて行われた学習と、交流及び共同学習の時数や内容、評価対象となる学習内容や評価物などを総合的に評価する必要がある。

③ 進路指導

一般的に、中学生の発達段階は、卒業後の直近の進路だけでなく、将来どのような職業につき、どのような大人になるのかといった、自分の将来像を意識するようになる時期である。

また、発達障害のある生徒に対する適切な支援は、生徒の心理的安定を図るとともに、生徒本人に進路や将来に向けての見通しをもたせるという観点が必要である。特に自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する生徒の場合、学習指導以外の時間においても、進路相談を受けられる体制を整え、生徒の抱える課題に適切に対応していくことが求められる。

さらに、学級での指導やその他の場面における支援において、卒業後の進路を生徒本人に意識させるアプローチが必要となる場合も多い。そのため、高等学校を始めとする多様な進路先について、生徒の特性や希望に応じて具体的な情報を提供する。こうしたことから、通常の学級担任等と連携して進路指導を充実させるために、卒業後の多様な進路先についての具体的な情報をもち、適切に提供することが求められる。

④ カウンセリング

上記③の進路指導を含め、自閉症・情緒障害を十分に理解した専門家からの支援や、特別支援学校のセンター的機能及び医療機関等の専門性を積極的に活用し、障害の特性について理解を深める必要がある。

また、各学校における特別支援教育コーディネーター、生活指導主任、進路指導主任、養護教諭等の教職員やスクールカウンセラーとの連携・役割分担と、臨床発達心理士等の外部専門家の活用により、学習・生活指導や支援においてカウンセリング体制を充実させていくことが必要である。

⑤ 専門性の向上（OT、ST）

障害のある生徒の多様な教育的ニーズに応じた指導を行うために、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）等の専門家の活用や関連機関との連携が必要である。

自立活動の時間は、生徒の障害による困難を改善・克服し生活の質を高める重要な領域であり、生徒の実態を適切に把握し、その生徒に必要な指導を行う。そのためには、学校・学級のみで考えるのではなく、外部の専門家の意見を取り入れて指導していく必要がある。

【作業とは、着替えやトイレなど生活に必要な動き、家事・仕事・趣味など、生徒の生活にかかわるすべての活動を作業といい、これらの作業を通して、再び元どおり活動できるように援助することを作業療法という。

言語聴覚士は、主に言語障害・音声障害・嚥下障害に対しての専門家。言語障害は、上手く発話できない、声が出しにくいといった障害から、話が理解できないなど、声を出すことだけでなく、コミュニケーション全体としての障害を指す。】

（3）課題3 「各教科等の学習指導及び交流及び共同学習の実施」

コミュニケーションや社会性にかかわる障害特性や認知特性によって、自閉症の生徒が通常の学級の学習指導に参加することは容易ではなく、生徒自身にとって、様々な困難や混乱をもたらす可能性もある。また、交流及び共同学習においては、通常の学級で各教科等の学習をするため、その結果は、通常の学級の評価規準で評価される。

自立活動等で身に付けた人間関係に関する能力や、社会性の向上に関する能力については、通常の学級の集団の中で育まれることも多く、自閉症・情緒障害特別支援学級で自立活動を効果的に行うにあたっては、生徒の障害の状態や発達段階等を十分考慮した上で、教育課程上に取り入れなければならない。

週時程において自立活動が何時間必要なのか十分検討し、自立活動により対人関係の改善や社会性の向上を目指して行くことが、自閉症・情緒障害特別支援学級で学ぶ生徒にとって、重要な学習であることを認識して、指導する必要がある。

① 情緒面の安定

前述のとおり、そもそも自閉症・情緒障害特別支援学級で学ぶ生徒にとって、個人差はあるが、対人的なコミュニケーションや集団への適応を苦手とし、交流及び共同学習に参加することが難しい場合がある。その場合、自立活動や社会性の学習が十分行われ、情緒面での安定が図られた上で、交流及び共同学習に参加することが必要である。

② 社会性の向上

「社会性の学習」は、自立活動を含む各教科等を合わせた指導に位置付け、障害の特性の一つである社会性の障害に対して、各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等との関連を図り、より包括的な指導を行い、実際の生活の中での改善につながるとされている。

そのため、社会性の障害を起因する現在や将来の生活上・学習上の困難の軽減のため、学校生活全般における生徒の現在の学習課題や生活から、その段階に取り上げるべき社会性の学習を行う必要がある。

③ 小集団指導、グループ指導を含めた集団への適応

選択性かん默や不登校等の情緒障害の背景には、学習でのつまずきがきっかけとなる場合が多く、学習形態に課題がある場合もある。

そのため、人とのかかわりの中に存在するルールや社会性を指導することは、社会的な自立に向けて必須なものとなる。障害の状態や特性によるが、大人との一対一の関係の構築から始めて、少しずつ小集団の生徒との関係に広げていくようにすることが望ましい生徒もいる。安定した環境の中で、他の生徒や教員と一緒に活動する喜びや楽しさを味わい、集団の雰囲気に慣れることをねらいとした指導を行い、学級活動や係活動、委員会活動などを通じて、集団での役割を理解し、相手の立場が理解できるようにすることが必要である。

学習内容や学習形態に課題がある場合、生徒一人一人の障害の状態や特性が異なることを意識し、具体的な指導の方法や学習進度について配慮が必要である。各教科等において、理解の状況や習熟の程度に応じた指導、指導形態で行うなど、分かりやすい授業を実施したり、補充指導の充実を図ったりするなど、きめ細かな指導の検討が必要となる。

（4）課題4「施設」

本区で特別支援学級が新設可能な中学校は限られており、新設の際は、大規模な補修工事を必要とする。

① 新設可能な学校の条件

1の（2）「他地区の視察から見た施設整備」で示したように、障害の特性や環境の変化に過敏な生徒等を対象に、自閉症・情緒障害特別支援学級を設置するにあたり、教室は2教室、小集団指導用の3スペース（クールダウンを含む）、準備室の普通教室3教室分のスペースが必要となり、靴箱の配置や登下校時の通路の工夫も必要なことから、学級数が比較的少なく、当面増級の可能性が低い学校が候補となる。また、通学経路や交通の利便性など生徒の登下校にも配慮する必要がある。

② 大規模な補修工事

スペースを確保した上で、特別支援学級としての使い勝手を考慮して、様々な補修工事が必要となる。新設までにどこまで整備するかにもよるが、少なくとも5ヶ月程度の工事期間を見ておく必要があり、長期休業期間中に工事を行うなどの配慮が求められる。

③ 障害の状態や発達段階及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

類似した情報が混在していると必要な情報を選択することが困難になるため、不要な情報を隠したり、必要な情報だけが届くようにしたりできるように校内の環境を整備する必要がある。具体的には、カーテンの設置や、視覚的に分かりやすい表示などが必要となる。

3 今後の方針

以上のことから、本委員会として、今後の対応を次のように判断した。

現在、小学校自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍している児童数は増加傾向にあり、その中には、小学校の卒業時点で、通常の学級への適応は難しく、引き続き中学校でも特別支援学級に進学することが望ましい児童も含まれている。

- ・小学校は、現時点での新設は困難だが、今後の改修等も視野に入れた、中期的な検討を進める必要がある。その際には、知的障害特別支援学級の新設も合わせて検討しなければならない。
- ・中学校への自閉症・情緒障害特別支援学級の新設を考える場合は、今後の小学校から中学校への進学状況や、地域性を考慮する必要がある。新設時期については、施設等の準備期間を踏まえて、教育委員会において総合的に判断する。

4 文京区立中学校　自閉症・情緒障害特別支援学級の新設する場合の概要

(1) 対象生徒

自閉症や情緒障害により、集団適応が難しい生徒を対象とする。

(2) 教育課程編成

自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程を編成するにあたっては、指導内容の選択・組織の工夫を配慮する。また、生き生きとした個人の活動と活発な集団生活が同時に展開できるような指導形態を設定するとともに、それに基づく学習活動を編成する。さらに、各教科等の指導以外に、自立活動を意図的・計画的に教育課程に取り入れ、生徒の障害の状態や生徒の実態に応じて継続的に指導する。

(3) 年間授業時数

自閉症・情緒障害特別支援学級の総授業時数は、学校教育法施行規則に示されている中学校各学年の通常の学級の総授業時数に準じ、生徒の障害の状態や発達の段階等を考慮して適切に定める。自立活動の時間に充てる授業時数は、一律に標準としては示さず、生徒の実態に応じた適切な指導を行う。

(4) 交流及び共同学習

『文京区立学校の「交流及び共同学習」～共に育つためのガイドライン～』(文京区教育委員会 平成26年2月)に基づいて行う。具体的な実施内容や方法については、個別指導計画に基づき、一人一人の教育的ニーズに応じて意図的・計画的に実施する。

(5) 想定クラス及び人員の配置について

学級規模	生徒数8名以下 1学級	生徒数16名以下 2学級	生徒数17名以上 3学級
教科指導等を行なう教員	正規教員2名 (学級数+1名)	正規教員3名 (学級数+1名)	正規教員4名 (学級数+1名)
	○正規の教員が指導できない教科の講師を、都費及び区費で配置する必要がある。		
交流及び共同学習支援員	2名(学級数+1)	3名(学級数+1名)	4名(学級数+1名)
特別支援教育担当指導員	学校全体で2名		
介助員	身体に障害があり、日常生活に支障がある場合、個別に対応		
臨床発達心理士(区雇用)	'アドバンスルーム'に派遣している発達心理士とは別に巡回相談等を予定。回数・内容・支援等について検討し派遣する。		
その他	・学識経験者による合理的配慮協力員による指導・助言、校内研修会等のインクルーシブ教育システム構築事業の推進。 ・スーパーバイザーによる学級運営、指導・支援方法等への指導・助言。		